

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第39号
事故等種類	沈没
発生日時	平成27年6月29日 03時40分ごろ
発生場所	岩手県釜石市釜石港 釜石港北防波堤灯台から真方位150° 1,580m付近 (概位 北緯39° 15.51′ 東経141° 54.32′)
事故等調査の経過	平成27年6月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 第二上星丸、10トン 282-15531三重、三和建工株式会社 B 起重機船 飛龍、約1,895トン なし、三和建工株式会社
乗組員等に関する情報	船団長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央外板に破口、機器等に濡損 B 右舷前部外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、低気圧の接近に備え、平成27年6月26日15時00分ごろ、釜石港に錨泊中のB船の右舷舷側に直径約40mmの係留索を船首尾から各2本取り、無人で左舷着け係留した。 B船は、船団長及びA船の船長を兼務する作業員ほか2人の作業員が乗り組んでおり、28日00時00分ごろ、A船の係留索4本のうち、3本が破断したので、B船の右舷舷側から‘A船の船首に係留索を1本取った状態’（以下「横流し」という。）で取り直し、A船の船首を北方に向けて係留した。 船団長は、A船に乗ってしばらく様子を見ていたが、問題ないと判断し、07時00分ごろB船に移乗し、約2時間おきにB船からA船を監視することにした。 A船は、29日00時00分ごろ作業員が係留状態を確認したところ異常はなかったが、03時20分ごろ転覆しているのが発見された。 A船は、船団長が海上保安庁に通報した後、03時40分ごろ係留索が破断して沈没した。 A船は、後日、別の起重機船に引き揚げられた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 4m/s 海象：波向 北東、波高 約3m

	<p>本事故当時、強風及び波浪注意報が発表されていた。</p>
その他の事項	<p>A 船は、左舷中央部にB 船の右舷舷側と接触した痕跡があり、同部外板の喫水線付近に破口が生じていた。</p> <p>A 船及びB 船は、舷側にタイヤフェンダを取り付けていた。</p> <p>A 船は、非自航式のB 船の交通船として使用されており、A 船だけを避難させることができなかった。</p> <p>B 船は、ふだん、A 船を舷側に係留する場合、係留索を船首尾から各 1 本を取っているところ、本事故当時は船首尾から各 2 本取っており、過去に 4 本での係留で係留索が破断したことがなかった。</p> <p>船団長は、A 船の係留索を取り直す際、複数本の係留索を取りたかったが、うねりの影響により断念し、B 船の船尾に係留すると A 船と B 船との移乗ができず、また、ロープが破断しそうな時に対応できないので、B 船の右舷舷側に A 船を横流しで係留した。</p> <p>取り直した係留索は、長さが約 1 0 m、直径が約 8 0 mm であった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり <p>A 船は、釜石港において、船首から係留索 1 本を取って錨泊中の B 船の右舷舷側に横流しで北方を向いて係留中、波高約 3 m の波を北東から受け、A 船が振れ回って B 船と接触したことから、A 船の左舷外板に破口が生じて浸水し、転覆して沈没したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、A 船が、釜石港において、船首から係留索 1 本を取って錨泊中の B 船の右舷舷側に横流しの状態で北方を向いて係留中、波高約 3 m の波を北東から受け、A 船が振れ回って B 船と接触したため、A 船の左舷外板に破口が生じて浸水し、転覆して沈没したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天が予想される場合は、波高、波向等の気象、海象情報を把握し、他船に接舷して係留する際、振れ回ることをしないよう、十分な係留索を取ること。</li> </ul>